

## 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案について

### 1. 趣旨

県営都市公園のうち、びわこ地球市民の森については、県民等との協働による森づくりを展開しながら整備を進めていくため、これまで県が直接管理をしていましたが、平成25年度に植樹場所の整備が完了する見込みとなりましたので、平成26年度から指定管理者制度を導入することができるように、滋賀県都市公園条例の一部を改正しようとするものです。

### 2. 条例改正の内容

指定管理者による管理（都市公園条例第9条の2）

(1) びわこ地球市民の森についても、指定管理者制度を導入することができることとします。

(2) この条例の施行日は、平成26年4月1日とし、この条例の施行前においても、びわこ地球市民の森に係る指定管理者の指定の手続きや告示、協定の締結などができることとします。

### 3. 県営都市公園「びわこ地球市民の森」の概要

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 公園名      | びわこ地球市民の森（都市緑地）     |
| 所在地      | 滋賀県守山市今浜町、水保町、洲本町   |
| 都市計画決定面積 | 42.5ha              |
| 開設面積     | 30.58ha（平成24年度末現在）  |
| 総事業費     | 35億円                |
| 事業期間     | 平成12年度～平成31年度（20年間） |

#### (1) 事業内容

新野洲川の完成で廃川となり、平地化事業の行われた南流の一部をかつて身近にあった「豊かな森」として、長い年月をかけ、世代を越えて再生すると同時にピオトープとしての生態系を復元する。

この森づくりでは、市民（県外・事業者も含める）と行政とが協働（パートナーシップ）して進めることとし、植栽基盤を含む都市公園施設は県で整備を行い、市民は苗木による植樹活動を継続していく仕組みで進めている。

平成25年度に、植樹場所（約10ha）の整備が完了する見込み。

植樹の育樹管理も、一般から募集した「森づくりサポーター」の協力を得ながら行っている。

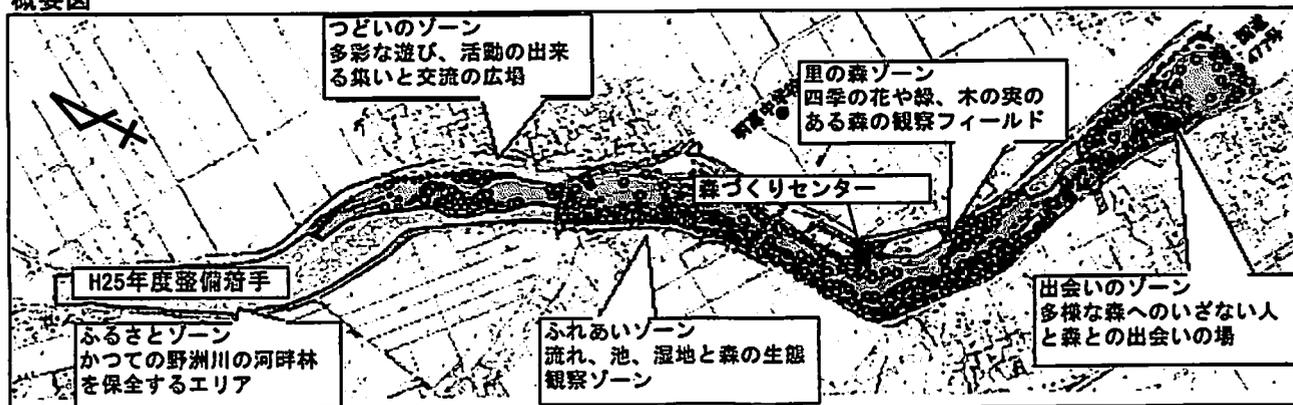
#### (2) 植樹・育樹活動

- ・H13～H25/3末 苗木植樹本数 152,052本（参加者数：延べ43,448人）
- ・H24年度 育樹ボランティア 2,476人（参加総数（植樹+育樹）6,589人）

#### (3) 事業の経緯

| 年度            | 開設状況/工事概要  | 事業費（千円）   | 備考                      |
|---------------|--|-----------|-------------------------|
| 平成12年度～平成24年度 | つどいのゾーン、ふれあいゾーン、出会いのゾーン、里の森ゾーン、森づくりセンター<br>計 30.58ha | 2,701,683 |                         |
| 平成25年度        | 森づくりセンター外構工事<br>ふるさとゾーン整備工事                          | 136,250   |                         |
| 小計            | H24末開設面積 30.58ha                                     | 2,837,933 | 面積進捗率 72%<br>事業費進捗率 81% |
| 平成26年度以降      | ふるさとゾーン、関連整備事業                                       | 662,067   |                         |

#### 概要図



## 滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

県営都市公園のうち、びわこ地球市民の森については、県民等との協働による森づくりを展開しながら整備を進めていくため、これまで県が直接管理をしていましたが、平成 25 年度にその整備が完了する見込みとなったことから、平成 26 年度から指定管理者制度を導入することができるように滋賀県都市公園条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) びわこ地球市民の森について、指定管理者制度を導入することができることとします。

(第 9 条の 2 関係)

(2) その他

ア この条例は、イの一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し、必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県都市公園条例 新旧対照表

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>第1条～第9条 省略</p> <p>第9条の2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園（びわこ地球市民の森を除く。）の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第9条の3以下 省略</p> | <p>第1条～第9条 省略</p> <p>第9条の2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第9条の3以下 省略</p> |

| 新   |
|---|
| <p>付 則</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の滋賀県都市公園条例（以下「新条例」という。）第9条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定およびこれに関し必要な手続その他の行為（びわこ地球市民の森に係るものに限る。）は、この条例の施行前においても、新条例第9条の3、第9条の4、第9条の5第2項および第9条の7第3項の規定の例により行うことができる。</p> <p>3 指定管理者に県の設置に係る都市公園（びわこ地球市民の森に限る。）の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に滋賀県都市公園条例の規定により知事がした許可その他の行為または知事に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものであって、当該指定管理者に行わせる業務に係るものに限る。）は、同条例の規定により当該指定管理者がした許可その他の行為または当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p> |